**選挙運動用自動車運送契約書**（参考例）

印紙

豊富町長選挙候補者　戸籍名を記載　以下「甲」という。）と　法人の名称を記載（個人の場合は個人名）　（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。

１　使用目的

公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用する。

２　使用車種及び登録番号　　　旭川●●●　あ　●●－●●

３　使用期間　　　令和５年４月１８日　から　令和５年４月２２日　まで

ただし、当該選挙が無投票となった場合は、使用期間を短縮することができる。

４　契約金額　　金２７５，０００円（税込）

（内訳　１日につき５５，０００円（税込）×５日間）

ただし、３のただし書に該当するときは、１日の単価に返却までの日数を乗じて得た額とする。

公費負担限度額は64,500円

消費税を含めた額

５　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により豊富町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、豊富町議会議員及び豊富町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき豊富町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が豊富町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により豊富町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

６　その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

契約は告示日前でも可能

令和５年４月●日

甲　豊富町長選挙候補者

住　所　　　天塩郡豊富町字●●

住所、氏名は候補者届出書と一致

氏　名　　　戸籍名を記載　　　　　　 　 　印

乙　住　所　　　天塩郡豊富町字●●

名　称　　　法人の名称（個人の場合は個人名）

代表者氏名　●●　●●　　　　　　　　　　印

法人の場合は代表者印、個人の場合は個人印

**選挙運動用自動車賃貸借契約書**（参考例）

豊富町長選挙候補者　戸籍名を記載　（以下「甲」という。）と　法人の名称を記載（個人の場合は個人名）　（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

１　使用目的

公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用する。

２　使用車種及び登録番号　　旭川●●●　あ　●●－●●

３　使用期間　　　　　令和５年４月１８日　から　令和５年４月２２日　まで

ただし、当該選挙が無投票となった場合は、使用期間を短縮することができる。

４　契約金額　　金５５，０００円（税込）

（内訳　１日につき１１，０００円（税込）×５日間）

ただし、３のただし書に該当するときは、１日の単価に返却までの日数を乗じて得た額とする。

公費負担限度額は16,100円

消費税を含めた額

５　使用上の義務等

　　甲は、法令に従い当該自動車を運行する義務及び乙の定める約款に従う義務を負う。

６　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により豊富町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、豊富町議会議員及び豊富町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき豊富町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が豊富町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により豊富町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

７　その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

契約は告示日前でも可能

令和５年４月●日

甲　豊富町長選挙候補者

住　所　　　天塩郡豊富町字●●

住所、氏名は候補者届出書と一致

氏　名　　　戸籍名を記載　　　　　　 　 　印

乙　住　所　　　天塩郡豊富町字●●

名　称　　　法人の名称（個人の場合は個人名）

法人の場合は代表者印、個人の場合は個人印

代表者氏名　●●　●●　　　　　　　　　　印

**選挙運動用自動車燃料供給契約書**（参考例）

豊富町長選挙候補者　戸籍名を記載　（以下「甲」という。）と　法人の名称を記載（個人の場合は個人名）　（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

１　供給する期間　　令和５年４月１８日　から　令和５年４月２２日　まで

２　供給場所

　　所在地　天塩郡豊富町字●●

　　名　称　　●●●●

３　供給を受ける使用車種及び登録番号　　旭川●●●　あ　●●－●●

４　契約金額

単価１リットルあたり１７９円００銭（税込）とし、期間中の供給総量に単価を乗じて得た金額とす

る

５　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により豊富町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、豊富町議会議員及び豊富町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき豊富町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が豊富町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により豊富町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

６　その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

契約は告示日前でも可能

令和５年４月●日

甲　豊富町長選挙候補者

住　所　　　天塩郡豊富町字●●

住所、氏名は候補者届出書と一致

氏　名　　　戸籍名を記載　　　　　　 　 　印

乙　住　所　　　天塩郡豊富町字●●

名　称　　　法人の名称（個人の場合は個人名）

代表者氏名　●●　●●　　　　　　　　　　印

法人の場合は代表者印、個人の場合は個人印

**選挙運動用自動車運転手契約書**（参考例）

豊富町長選挙候補者　戸籍名を記載　（以下「甲」という。）と　個人名を記載　とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

１　業務内容

　　公職選挙法に定める選挙運動用自動車の運転

２　運転する期間　　　令和５年４月１８日　から　令和５年４月２２日　まで

　　ただし、当該選挙が無投票となった場合は、運転する期間を短縮することができる。

３　運転する車の車種及び登録番号　　旭川●●●　あ　●●－●●

４　契約金額　金６０，０００円（税込）

（内訳　１日につき１２，０００円（税込））

ただし、２のただし書に該当するときは、１日の単価に運転した期間の日数を乗じて得た額とする。

公費負担限度額は12,500円

消費税を含めた額

５　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により豊富町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、豊富町議会議員及び豊富町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき豊富町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が豊富町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により豊富町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

６　その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

契約は告示日前でも可能

令和５年４月●日

甲　豊富町長選挙候補者

住　所　　　天塩郡豊富町字●●

住所、氏名は候補者届出書と一致

氏　名　　　戸籍名を記載　　　　　　 　　 印

乙　住　所　　　天塩郡豊富町字●●

氏　名　　　●●　●●　　　　　　　　　　印

**選挙運動用ビラ作成契約書**（参考例）

印紙

豊富町長選挙候補者　戸籍名を記載　（以下「甲」という。）と　法人の名称を記載（個人の場合は個人名）　（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約を締結する。

法令規格（A4サイズ）

１　品名及び規格

　　公職選挙法に定める選挙運動用ビラ

町長　２種類以内で5,000枚

町議　２種類以内で1,600枚が上限

　　長さ２９．７ｃｍ×幅２１ｃｍ

２　作成枚数　　４，５００枚

３　契約金額　　金３３，７５０円（税込）

（単価　７円50銭（税込）×４，５００枚）

公費負担限度額は7円73銭

消費税を含めた額

４　納入期限　　　　令和５年４月●日

５　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により豊富町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、豊富町議会議員及び豊富町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき豊富町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が豊富町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

告示日前でも可能だが、契約日以降になることに注意

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により豊富町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

６　その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

契約は告示日前でも可能

令和５年４月●日

甲　豊富町長選挙候補者

住　所　　　天塩郡豊富町字●●

住所、氏名は候補者届出書と一致

氏　名　　　戸籍名を記載　　　　　　 　 　印

乙　住　所　　　天塩郡豊富町字●●

名　称　　　法人の名称（個人の場合は個人名）

代表者氏名　●●　●●　　　　　　　　　　印

法人の場合は代表者印、個人の場合は個人印

**選挙運動用ポスター作成契約書**（参考例）

印紙

豊富町長選挙候補者　戸籍名を記載　（以下「甲」という。）と　法人の名称を記載（個人の場合は個人名）　（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

１　品名及び規格

　　公職選挙法に定める選挙運動用ポスター

法令規格

　　長さ４２ｃｍ×幅３０ｃｍ

２　作成枚数　　２３枚

３　契約金額　金４６，０００円（税込）

（単価　２，０００円（税込）×２３枚）

公費負担限度額は2,500円

消費税を含めた額

上限枚数は46枚

４　納入期限　　　　令和５年４月●日

告示日前でも可能だが、契約日以降になることに注意

５　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により豊富町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、豊富町議会議員及び豊富町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき豊富町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が豊富町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により豊富町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

６　その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

契約は告示日前でも可能

令和５年４月●日

甲　豊富町長選挙候補者

住　所　　　天塩郡豊富町字●●

住所、氏名は候補者届出書と一致

氏　名　　　戸籍名を記載　　　　　　 　 　印

乙　住　所　　　天塩郡豊富町字●●

名　称　　　法人の名称（個人の場合は個人名）

代表者氏名　●●　●●　　　　　　　　　　印

法人の場合は代表者印、個人の場合は個人印